

<利用権の設定申請での注意>

農地の利用権の設定を申請する際、賃借料の発生の有無以外に、以下の点にもご注意をお願いします。

1. 農地の適正な管理について

農地法第2条の2には、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と農地の権利を有する者の責務規定があります。

近隣の住民や農地に悪影響を及ぼすことのないよう、農地を適正に管理してください。

2. 畦等の草刈り等について

利用権の設定前に畦の草刈りや、地域の水路の共同清掃活動（草刈り等）の出役等の負担について、貸し手と借り手で事前に、十分、話し合ってください。

3. 水利代の負担等について

水利代の負担者が誰になるのか、貸し手と借り手で事前に話し合ってください。

洲本市農業委員会事務局

TEL0799-24-7628（直）

FAX0799-25-3590